

学校・部活動における事故事例の分析 〈2019 年中に出された裁判例〉

南部さおり (体育スポーツ科学系)

はじめに

2019年12月30日に平成31年から令和元年という裁判日の範囲指定を行い、「学校」and「部活動」and「事故」or「体罰」という検索語を用いて検索を行った結果、18件が該当し、学校とも部活動とも関連しない一般企業の健康被害事案1件を除くと17件が該当した。

これらの17事例の判決内容を検討すると、中学生の自死事件において、生徒に対して行ったアンケートにつき遺族が保有個人情報開示請求を行った「個人情報不開示処分取消等請求控訴事件」(広島高裁平成31年1月17日判決)、私立小学校に在籍していた児童が他の児童へいじめを行ったことなどを理由に小学校からの退学処分を受けたことについて親権者である母がその無効確認を求めた訴訟(那覇地裁平成31年1月29日判決)、中学2年生徒に対するいじめにより自死した事例について、遺族らが加害少年らの親又はその配偶者らに対し損害賠償を請求し一部容認された訴訟(大津地裁平成31年2月19日判決)、府立高校の生徒が授業中に他の生徒とトラブルになり、教員らが約8時間にわたって生徒を指導した結果、当該生徒が自死したとする、いわゆる「指導死」の事案(大阪地裁平成31年3月27日判決)、県立学校教師の酒気帯び運転に起因する懲戒免職処分に対する退職手当支給制限処分等取消請求事件(長崎地裁平成31年4月16日判決)、吹奏楽部における指導死の事案(札幌地裁平成31年4月25日判決)、県立高校教員が県に対し過重労働とプライバシー侵害について訴えた事案(佐賀地裁平成31年4月26日判決)、府立高校教師が自らに対する成績評価及び指導改善研修命令、研修担当者からのパワーハラスメント行為につき、大阪府を訴えた事案(大阪地裁令和1年5月27日判決)、私立高校の非常勤教員が上司よりセクシャルハラスメントを受けたとして学校法人を訴えた事案(京都地裁令和1年6月28日判決)の10事例については、その内容がスポーツや運動部活動指導と直接関係しないもので

あったため除外することとした。そのため本稿では、上記で検討した残り8事例(うち2事例は同一事件の地裁と高裁判決)につき紹介し、若干の解説を行うこととした。

以下、判決日時の新しいものから順次挙げてゆくこととする。

《裁判例1》

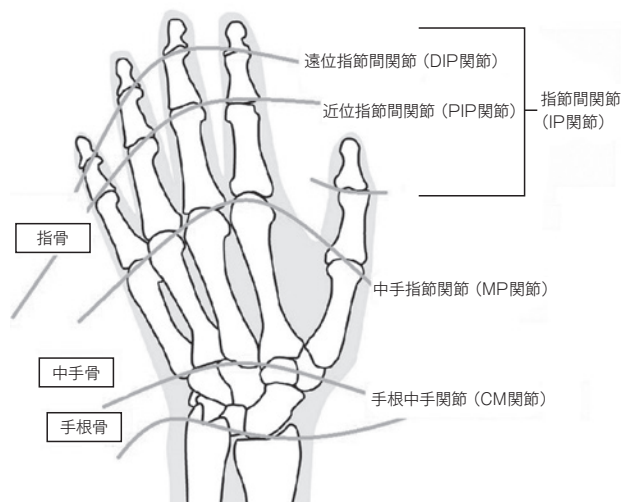
高校ソフトボール部 手指骨折損害(損害賠償請求)事件¹⁾

【事案の概要】

市立高校ソフトボール部3年生でキャプテン、ポジションはキャッチャーであった原告は、主顧問兼監督であるAから命じられ、5月終わり頃から二度ほど、当時サードを担当していた部員Bに対する見本として、サードの守備に就いて7、8本のノック練習を行った。

事件当日である平成27年6月2日の部活動でも、AはBと交代で原告をサードの守備に就かせてノック練習を行ったところ、この練習において原告はグローブを装着していた左手で打球を捕球した際に左手小指を骨折した(本件事故)。

原告は、受傷当日に医療機関の整形外科を受診した



ところ、「左小指中節骨骨折」と診断され、同月4日入院、翌日手術を受け、その翌日である6日に退院した。

この際の負傷の結果、原告には小指の可動域制限(MP関節については健側(右手)が屈曲90度であるのに対して左手は60度、PIP関節については健側が屈曲90度伸展0度であるのに対して左手は屈曲45度伸展-15度、DIP関節については健側が屈曲80度であるのに対して左手は30度)が生じ、外形からも確認可能な左小指の変形残存、握力低下(健側が28kgであるのに対し、左手が17kg)、常時の痺れ、疼痛及び加力時の強度の疼痛の発症などの後遺症状が残った。

【原告側の主張】

(1)部活動における安全配慮義務

学校教育に付随する部活動においては、これによって生徒が危害を受けることがないよう、指導・監督に当たる教員に安全を確保すべき義務が課されている。打球や飛球が飛び交うソフトボール練習には危険があり、特にノック練習においては傷害を伴う事故が生じやすい。

本件事故当時、Aの打球は全てが安全なゴロではなく、試合で飛球することのありえない成人男性が全力で打った強度であり、バットコントロールが十分利かずにライナーとなることが多くあった。

ソフトボール部に備え付けられていたキャッチャーミットは、左手指を入れる箇所が大きく、左手指がうまく固定されずフィットしていなかった。そのため、捕球をしても球の勢いを抑えることができず、その勢いで左手の親指が後ろにはじかれる形になった。これにより、原告は左手親指を痛めた。

Aは、部員の怪我の状況を把握し、適切に対処すべき立場にある。原告が左手親指を負傷していれば、無意識的にその部分をかばって健常時とは異なる動作となってしまう、それに伴い怪我が生じるリスクが増大する。Aは、本件事故当時、原告が左手親指を負傷していることを認識していた。

本件事故時に行っていた本件ノック練習は、原告の技術向上を目的とするものではなく、Bの技術向上を目的とするものであったが、Bが強い打球を捕球できない理由は、打球を怖がって顔が逃げってしまうというBの個人的なくせにあり、原告の捕球を見せてもBが捕球できるようになるわけではなかったから、原告に本件ノック練習をさせる必要性も相当性もなかった。

【被告側の主張】

部活動の指導に当たり、教員に生徒の安全を確保すべき義務が課されていることは認めるが、その安全配慮義務は、許容されている危険にまでは及ばない。スポーツの内在的危険の範囲内の事故が発生したとしても、部活動でスポーツの指導を行う教員は責任を負わない。ソフトボールでの内野のノック練習において、ノッカーが責任を問われるとすれば、ノックをミスして練習場外の歩行者に傷害を負わせる、内野手ではなく外野手にボールを当ててしまう、ノックを受ける者を負傷させる目的で試合でも生じ得ないような強さのノックを行うなど極めて例外的な場合に限られるべきである。

Aは、本件事故の数日前から、原告に対して試合用の強さのノックを打っており、原告はこれを捕球できていた。本件事故時のノックは、それまでの打球より強かったわけではない。

ライナー性の打球がゴロより危険であるとはいえ、実際の試合でライナー性の打球が飛ぶことはままあるため、ノックの際にライナー性の打球を打ったとしても問題はない。

原告の左手親指捻挫の程度は、医師に「不安定性なし」、「休む必要までない」、「6/6最後の試合 でてもいいです」と診断されるなど軽微なものであり、原告の捕球動作に影響が出るようなものではなかった。A監督が、原告に対し、試合を想定したノック練習を行ったとしても、原告への配慮が不足していたとはいえない。

またAは、練習や試合の参加の可否については、原告の気持ちを優先させており、原告の左手親指の負傷に十分配慮していた。

本件ノック練習は、Bの捕球技術向上を目的とするものであり、原告が他の部員より捕球能力が高いことから、Bの見本とし、また原告がBに対してアドバイスするのを期待して行ったものであって、原告を本件ノック練習に参加させる必要性があった。

原告が通常どおりに捕球を行えば、ボールはグローブのポケットに収まるため、左手小指を骨折することはない。原告は、通常どおりの捕球を行わず、小指付近で捕球し小指に当ててしまったものと考えられる。原告は、部員の中で最も投量があり、試合用の強さのノックを捕球できていた。この点についての原告の過失割合は4割を大きく上回る。

仮に、原告の左手小指の負傷が本件事故に影響しており、これについてAに安全配慮義務違反が認められ

たととしても、原告は、Aに対し、本件事故前に左手小指の負傷の程度について伝えていなかったのだから、相当の過失相殺がされるべきである。

【裁判所の判断】

1. 争点(1) (本件事故におけるAの過失の有無) について

原告は、通常の身体状態であれば強度のノック練習も問題のない技量を有していたものの、本件事故前に左手親指及び左手小指を負傷しており、その身体状態に問題があったところ、Aが原告に対して強度の高いノック練習を行ったことによって本件事故が発生したものである。

また原告は、平成27年5月中旬に左手親指を突き指して以降、Aに対し、ピッチャーの球を捕球する際に痛みを訴えることがあったこと、練習試合の際に左手の痛みによりキャッチャーとして出場できない旨申告することがあり、その際、Aは原告を別のポジションに変えていたことが認められ、原告は、本件事故があった同年6月2日の前に左手親指及び左手小指を負傷し、少なくとも左手親指については試合や練習において相当な配慮が必要な状態にあり、Aはそれを認識していたといえる。

この点、高校での部活動においては、生徒自身が体調を考慮し、練習への参加の可否等についても一定程度判断する能力が備わっているといえるものの、高校生の知識・経験ではいまだ的確に判断することは困難であること、高校の部活動が教員である顧問の指導の下で行われるものであり、生徒である部員としては、立場上顧問の指示に従うべきとの考えが働きがちであること、部活動内での人間関係への配慮から、自己の体調よりも部活動を優先させてしまう可能性があることからすると、高校の部活動の指導に当たる教員は、生徒の自主的な判断に任せてしまうのではなく、個々の生徒の体調等に配慮した適切な指導を行うべき義務がある。

本件において、原告が参加した本件ノック練習は、野球経験の豊富なAが強度の高いノックを行うものであって、ソフトボール部における練習の中でも比較的負傷の危険性が高いものであったと考えられる上、そもそも原告自身の能力向上ではなく他の部員の手本とするものであったという点で、原告を本件ノック練習に参加させる必要性が必ずしも高かったとはいえないことに加え、原告が左手親指を負傷していることを認識していたにもかかわらず、Aは、本件ノック

練習への参加の可否について原告の判断に任せただけで、原告の負傷について聞き取りを行うなどの配慮をしたとは認められない。また、Aは、原告を本件ノック練習に参加させるに当たり、原告の負傷の状態に照らして更なる負傷の可能性を高めないようにノックの強さを調節するなど練習内容を工夫したとも認めることができない。そうすると、原告の捕球能力が他の部員よりも高く、本件事故前に原告が同程度の強度の打球を捕球できていたことを考慮しても、指導に当たったAにおいて原告に対する安全面への配慮に欠けたところがあったというべきである。

被告は、原告の左手親指捻挫の程度は軽微なものであり、原告の捕球動作に影響が出るようなものではなかったから、原告への配慮が不足していたことにはならない旨主張する。しかしながら原告の左手親指の負傷は、試合や練習において相当な配慮が求められる状態にあり、Aもそれを認識していた。また、仮に原告の左手親指の負傷が捕球動作について目に見える影響が出る程度のもではなかったとしても、負傷部位を更に痛めたり、負傷部位をかばうことなどにより別の部位を負傷する可能性を高めることがあるのであるから、原告の負傷状態に照らして更なる負傷の可能性を高めないように練習内容を工夫するなどの配慮が求められるというべきである。したがって、被告の上記主張は採用することができない。

以上によると、Aは生徒の体調等に配慮した適切な指導を行う注意義務を怠った過失があるから、被告には本件事故により原告に生じた損害を賠償すべき義務があるというべきである。

2. 争点(2) 過失相殺の可否について

前記判示のとおり、負傷している生徒を部活動に参加させる場合には、指導する教員において、事前にその生徒に傷害の部位、内容、程度や本人が感じている痛みの程度などを聞き取って参加の可否を見極め、参加させる場合であっても負傷の状態に照らして更なる負傷の可能性を高めないように練習内容を工夫するなどの配慮をすべきであるが、他方、生徒においても自己の負傷と参加する練習内容に照らして、指導する教員に対し、練習への参加自体が難しい旨を伝えたり、練習内容について変更を求めたりすることによって、更なる負傷の可能性を抑えることができる。

本件においても、原告がAに対し、本件ノック練習への参加自体が難しい旨を伝えたり、打球の強さを

弱めるなどの要望をしたりすることによって本件事故の発生を防ぐことができた可能性があったところ、本件において、原告は、これらの申出をしていないことを考慮すると、原告の被った損害については衡平の観点から過失相殺を行うのが相当である。もっとも、原告は、本件事故当時、高校3年生であったこと、Aと原告は教員である顧問兼監督と生徒である部員という関係であったことなども考慮すると、原告の過失割合は2割とするのが相当である。

(損害賠償金額578万5144円の支払いを求める)

【解説】

学校部活動を指導する教員においては、その競技の特性を知悉した上で、安全第一主義の立場から、個別の部員の体力や技能の熟達度、疲労の程度等の体調面を個別的に観察して正しく把握して危険の発生を未然に防止すべき義務を負っているということは、判例上確立している²⁾³⁾。

ソフトボール部における指導者の安全配慮義務に関する裁判例としては、市立中学校での練習時に、途中入部者たる3年生の女子生徒が打者に向かって右斜め前からトスを出していた際、打者が打ち返した打球が同人の顔面を直撃し、左上顎骨骨折、左眼球打撲、歯牙打撲等の傷害を負った事故に関するものがある⁴⁾。裁判所は、指導教諭が練習につき段階的に行っており、途中入部者に対しては集中的な指導により入学当初から入部している生徒と同等の水準に達した上で練習を行わせ、練習方法についても、通常必要とされる指示、説明を行っており、被害生徒において他の部員と遜色ない程度の技能に達していたことなどの事実を認定した上で、指導教諭に過失は存在せず、またこれ以上の指導を行うべき安全配慮義務の存在も認められないとした。

この事例においては、事故当時行われていたトスバッティングという練習方法が初歩的な打撃技術練習として一般に実施されている練習方法であり、指導者に期待される安全配慮を十分に尽くした上での事故であったため、予測不能な「偶発的」なものであり、その責任を指導者に帰属することはできないと判断されたものである。

この点、本件で行っていたノック練習についても一般に実施されている練習方法ではあったが、被害生徒の「左手指の捻挫」というコンディションを考慮せず、強度のノックを行った結果として生じたもので

あって、そこではもはや予測不能性も偶発性も認められないと判断されたものといえる。

なお他方、高校の硬式野球部ではあるが、ノック練習中の事故に関しては、以下の2つの裁判例が存在している。

① ノック練習とゴロ練習を同時に行った結果、ノック球が被害生徒に直撃した事故⁵⁾

同一グラウンド内で、外野手に対するノック練習と内野手によるゴロ捕り練習が同時に行われていた結果、ノッカーの部員が内野手である被害生徒の動きを十分に把握することも、1球ごとに内野手に周知させることもなくノックを行い、かつ、ノック球を打ち損じたために、ノック球が被害生徒の右眼付近を直撃し、労働能力喪失率14%低下に相当する視力低下の後遺障害を負った。裁判所は、「かかる事案において、部の指導者は、同一グラウンド内を複数の球が移動するような練習をしないことが最も確実であるが、効率的な練習を行う必要上、やむを得ずこうした練習方法を採用する場合には、参加者全員に危険性を周知した上で、ノッカーについては内野手の動静を十分に把握し、自己の打球が予想外のコースに飛んだとしても、内野手が対応できることを確認すべきであり、内野でゴロ捕り練習が行われているかあるいは行われようとしている際には、これが終了して、内野手の注意がノック球に向けられていることを確実に確認した後でなければ、ノックをしないという要請を遵守し、安全確認を徹底するよう注意する義務を課せられていた」とした上で、本件指導者はこのような義務を果たしていなかったとして過失を認定した。

② 指導者のノック球がマウンド上の生徒の頭部を直撃した事故⁶⁾

シートノック練習中に監督者である教諭がノックした際、ライナー様の打球となり、センターフライのカットプレイのためにマウンド上を走っていた被害生徒の頭部を直撃して急性硬膜下血腫の障害を負わせ、頭部の醜形痕とてんかん発作により労働能力を67%喪失する後遺障害を負った。同事案では、練習中に打球が選手の身体に衝突した場合には重大な危険があることを認識していたはずの指導者であれば、ノックを打つ前に被害生徒の動静を確認し、同人が走り出そうとしているのであればノックを止めるか、同人が走るのを止めることも可能であったと認めら

れたにも関わらず、これらの注意義務を怠って漫然とノックをした過失があると認定している。

上記ノック中の事故に関する2事例は、いずれも指導者が練習方法ないし内容の危険性を十分に考慮せず、部員らに必要な注意喚起を行うことも、個々の部員の動静に注意することもなく、漫然とノック練習を続行したことに起因し、ノッカーとその相手捕手ではない、周囲にいた生徒に被害を与えた事故である。ノック練習という活動の性質上、通常の指導者であれば当然に予見でき得た事態に対し、必要な対策を講じることを怠っていたという注意義務違反が存在したことが原因となっている。

それに対して本件は、ノッカーである指導者がその相手捕手である生徒に対して必要な配慮を欠いた上で、漫然と強打を放った結果として生じた負傷であり、必要な配慮（生徒のコンディションを確認することや、負傷の程度に応じた強度の練習を行うこと）さえなされていたとすれば、事故結果を回避することができた事案であるといえる。

《裁判例2》

私立高校器械体操部

段違い平行棒落下死亡事故

【事案の概要】

被害生徒は、平成27年6月に開催される高校総体に出場する予定であり、本件大会に備え、同年5月21日、午前中に実施された中間試験が終了した後、午前11時15分頃から午後2時まで、総体メンバーらが顧問教諭の指導の下で部活動を行っていた。

被害生徒は、同日午後2時10分頃、段違い平行棒の練習をしていた際、後方屈身2回宙返り下りを行う

ために、まず、後方車輪の動作に入ったが、その際、足を下バーに接触させ、その影響で手を放すタイミングが遅れての上バーの上方に投げ出されて、そのまま肩甲骨付近を上バーに打ちつけ、上バーの下に敷かれたマットの上に頭部から落下した。

被害生徒は医療機関に救急搬送されたが、本件事故に起因する多臓器不全が直接死因となって死亡した。

本件で用いられた段違い平行棒は、設置面（床）から2.5 mの高さにあるバー（上バー）と、上バーから1.8 mの間隔で設置された設置面から1.7 mの高さにあるバー（下バー）であり、本件事故発生当時、この2つのバーの下には厚さ約12cmのマットが敷かれていた。

被害生徒が事故時に練習していた後方屈身2回宙返り下りは、上バーを両手で掴んだ倒立の状態から両足を振り下ろして上バーを回転する動作である後方車輪を行った後、上バーから両手を離して、後方車輪の回転力を利用して膝を伸ばした姿勢で空中において2回宙返りをして着地する終末技である（C難度）。

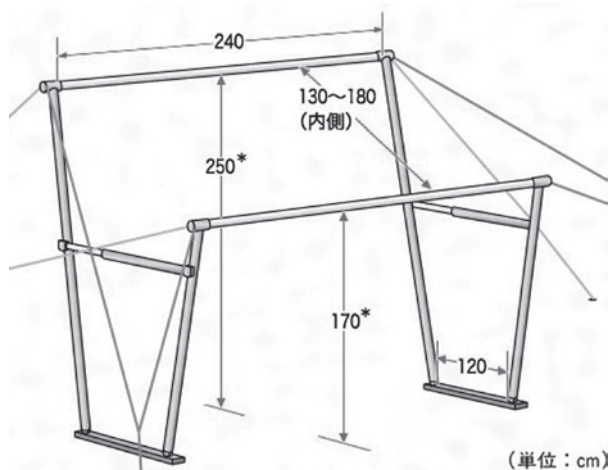
被害生徒は比較的高身長の手選手であったことから、後方車輪を行うに当たり、通常、足が下バーに接近する際に両足を開く形で後方車輪を行っていた。

【原告側の主張】

事故当時、練習でも後方屈身2回宙返り下りの習熟度が低く、技を失敗する可能性は非常に高かった。

また当日は中間試験の2日目であり、被害生徒は試験勉強のため寝不足気味で肉体が疲労し、試験後で集中力を欠きやすい状態にあったところ、午前11時15分頃に器械体操の練習を開始し、昼食を摂ることなく、本件大会を控える中、後方屈身2回宙返り下りをなんとか完成させたいという焦りを抱えながら練習終了予定時刻の午後2時を過ぎても練習を続けていたのであり、本件事故発生当時、疲労が増して集中力を欠いており、冷静な判断ができず、無理な練習をしまう精神状態にあった。

これらの事情から、顧問教諭は、本件事故の発生を予見することが可能であったといえるから部員の生命・身体の安全を確保するために、練習終了予定時刻の時点において、被害生徒に対して練習を終了するように指示すべき義務を負っていたにもかかわらずこれを怠り、漫然と練習を継続させて本件事故を発生させたのであるから、安全配慮義務を怠ったというべきである。



また、顧問教諭は、本件事故の発生を予見することが可能であったといえるから、被害生徒が段違い平行棒の練習をするに際して補助者や監督者を付けるべき義務を負っていたにもかかわらずこれを怠って本件事故を発生させたのであるから、安全配慮義務を怠ったというべきである。

【被告側の主張】

被害生徒は、小学6年生の頃に器械体操を始めて、本件事故発生当時にはA難度及びB難度の技を既に習得しており、本件事故発生当時、後方屈身2回宙返り下りについて落下の危険性があるというような状態ではなかった。被害生徒は本件当時、補助者を付けることなく、また、ピット（柔らかいクッション材をプールに敷き詰めた器具）を用いることもなく、試合の際と同じ構成の通し練習をする中で後方屈身2回宙返り下りの練習をしていた。また、本件事故は、段違い平行棒の基本的な技である後方車輪を行っている際に、被害生徒の足が下バーに接触したことが原因となって発生したものである。後方車輪は、後方屈身2回宙返り下りを行う前提として行われるのみならず、被害生徒が既に試合でも行っていた後方抱え込み2回宙返り下りを行う前提でも行われる技である。

被害生徒は本件事故発生当時、落下事故の発生の危険性が高いといえるような身体の状況にはなく、冷静な判断ができず、無理な練習を継続してしまう精神状態にあったということはない。

顧問教諭は、当日は中間試験の期間中であったことから、部員と相談の上、練習内容を跳馬、平均台、床及び段違い平行棒の4種目を1回ずつ練習する4種目1本通し又は跳馬、平均台及び段違い平行棒の3種目1本通しを終えたら練習を終了することとしており、厳密に午後2時を練習終了の予定時刻と設定していたわけではない。

したがって、顧問教諭は本件事故の発生を予見することができないのであって、顧問教諭が、平成27年5月21日午後2時の時点において、被害生徒に対して段違い平行棒の練習を終了するように指示すべき義務を負っていたとはいえない。

また、補助者や監督者が付いていたとしても、技が失敗するか否かは本人次第であり、特に経験のある選手の基本的な技の失敗については補助者や監督者の合図等による影響を受けるものではない。さらに、段違い平行棒の演技によって一定の高さ及び速度に

至った選手が落下するのを補助者等が受け止めるのは衝突等による更なる危険を招くものであり、後方車輪の失敗を防いで本件事故を回避することや落下する被害生徒の身体を受け止めることは不可能であって、このような観点からも、顧問教諭が段違い平行棒の練習をする被害生徒に対して補助者や監督者を付けるべき義務を負っていたということはできない。

【裁判所の判断】

本件事故当日は、午前11時15分頃から器械体操の練習が開始され、中間試験期間中ということも踏まえて、練習の終了予定時刻は午後2時頃とされた。そして午後2時頃、他の部員の多くはクールダウンのための柔軟体操等をしていたが、被害生徒は段違い平行棒の練習を継続し、同日午後2時10分頃、本件事故が発生した。この時顧問教諭は他の部員の指導に当たっており、被害生徒が落下した音で本件事故の発生を認識し、被害生徒のもとに駆け寄った。その際、被害生徒は、意識があり、自らが落下したことや手足が痺れて感覚がないこと等を訴えることができた。

その後、救急要請され、午後2時30分頃、本件高等学校に救急車が到着した。

被害生徒は、後方屈身2回宙返り下りの習得に苦戦しており、着地に課題を抱えていたといえるが、本件落下事故が発生することが具体的に想定されるような状態ではなかったというべきである。

次に、本件事故発生当時は中間試験の期間中であったものの、そのことが原因となって落下事故を起こす危険性が高まっていたというべき具体的な事情は見当たらない。

被害生徒が、本件事故発生当時、昼食を摂っていなかった点についても、本件事故が発生した午後2時10分頃は昼食を摂っていないとしても特別に不自然な時間ではないし、その点をもって、落下事故の発生が具体的に想定される状況であったということではできない。

そして、当日の練習時間は通常時の練習時間に比べて短いことを考慮すれば、午後2時15分頃まで練習を継続していたことをもって落下事故の危険性が高い状態であったということもできない。

そうすると、顧問教諭が、被害生徒が後方屈身2回宙返り下りに失敗して落下事故に至ることを具体的に予見することは困難であったといわざるを得ないのであって、午後2時時点で被害生徒に対して練習を

終了するように指示すべき義務を負っていたということではできない。

なお、段違い平行棒においては、後方車輪を行う際に足を下バーに接触させて自らの身体を十分にコントロールできない状態に至る危険性があることは否定できないが、このような危険性は段違い平行棒という競技の性質上避けることができない潜在的・抽象的な危険といえるべきであって、本件落下事故に至ることまで具体的に想定して練習の終了を指示すべきであったということではできない。

加えて、段違い平行棒の技の成否は競技者の感覚に依らざるをえない部分が大いなのであり、補助者や監督者の指示によって被害生徒の足と下バーとの接触に起因する落下事故を防止することができたことまでいうことはできないし、設置面から2.5mの高さの上バーのさらに上方に投げ出された被害生徒を補助者や監督者が受け止めて当然に被害生徒の生命・身体に対する危険が回避できたとみることも困難である。

以上によれば、顧問教諭に安全配慮義務違反があったということではできず、被告は、原告らに対し、使用者責任に基づく損害賠償債務及び学校契約上の債務不履行に基づく損害賠償債務を負わない。
(請求棄却)

【解説】

器械体操のように、その活動内容自体に潜在的な危険性が存在している競技において起きた事故、とりわけ高い場所からの転落のリスク、つまり高度の障害が残るリスクのある器械体操の部活動については、学校側にある程度高度の注意義務が認められるべきであり、具体的には、指導者が選手の習熟度と体調をきちんと把握したうえで、想定される具体的な危険に対する対策が取られていたかどうかということが重要視される。「県立高等学校の課外において体操競技の実技練習を行うクラブ活動においては、生徒の試みる技が高度なものであるほど重大事故につながる危険性を伴うから、指導を担当する教諭は、生徒がこのような技を試みる場合、生徒の体操競技に関する一般的な技量だけではなく、生徒の当該技についての習熟度を考慮し、これに伴う危険性を生徒に周知徹底させるなど、事故防止のための適切な指導、監督をすべき義務を負う」とする横浜地裁の裁判例が存在している⁷⁾。

また、高校の器械体操部の部員が鉄棒の練習中、倒立状態から逆回転してその勢いによって鉄棒から落

下して傷害を負った事故につき、大阪高裁平成29年12月15日判決⁸⁾は、そのような危険な状態となることが指導者には予見できたのであって、そのような状態が起きた場合には鉄棒から手を離して着地するよう指導すべきであったし、コーチが鉄棒下の適切な位置に立ち危険な状況になったときには回転を止めるべきであったとして、学校側の責任を認めている。

この事例と比較すると、本件で事故の予見可能性が認められなかった理由は、裁判所によって認定された被害生徒における本件技の習熟度によるところが大きいものと思われる。つまり、本件で被害生徒は、後方屈身2回宙返り下りの習得に苦戦していたものの、その課題は専ら着地の完成度という点にあったのであり、本件の事故態様が段違い平行棒の基本的な技であって被害生徒がすでに習得していた後方車輪を行っている際に足が下バーに接触したことが原因となって発生したものであるから、この時点で事故が生じることを指導者は予見することができなかったととしているのである。

しかし、確かに本件事故時の技を一つ一つの要素に分解した場合にはそのような理屈が成り立つであろうが、体操技は一連の流れの中で行われているのであり、成功に不安のある技の途中で行われる場合と、確実に成功する技の途中で行われる場合とでは、選手の心身の状態・反応は異なってきて当然であろう。判決も指摘するように、段違い平行棒の技の成否は競技者の感覚に依らざるをえない部分が大いなのであり、競技者が自信をもって技に取り組むことができない要素が存在するのであれば、指導者は、より高度の危機管理意識を持ちながら、起こり得る事態に備える必要があるだろう。

裁判所は、被害生徒が本件技に取り組み始めた頃以降から本件事故の11・12日前である、平成27年5月9日及び同月10日に参加した合宿の際まで、被害生徒が練習の振り返りをする「練習ノート」に、段違い平行棒について記載した箇所を引用している。例えば被害生徒は、「通しは前より安定してきたかと思えます。でも、屈身ダブルは全っ然うまくいきません。自分の工夫がたりないのか、補強がたりないのか、進歩が見えなかったこと。」「屈身を完成させたい。」(平成27年2月28日)、「平行棒も屈身ダブルを入れられなかったのが悔しいです。次の目標は屈身ダブルを入れることと、イエガーを練習することです。」(平成27年3月24日の試合後)、「屈身ダブルを通しに

入れられるように着地の練習（着地点を見る。ひざをつつ張らないようになど）をしていきます。」（平成27年3月29日）、「1回ひねりと下りは自分の中で不安要素なので、もっと練習を沢山します。」（平成27年5月5日、中高合同練習会后）、「いつも通りに通しました。屈身ダブルが立てない。」「ダブルの着地焦らない」と本件ノートに記入していた。これら一連の記載内容から、裁判所は本件技について「着地のみが課題である」と認定しているが、実際に被害生徒において本件技が着地以外は問題なかったのかという点については、これらの記載事項からも判然としないと言わざるを得ないだろう。何度繰り返しても着地が上手いかないということは、着地動作のみに原因があるというものではない。すなわち、体操競技の着地とは、器械種目の終末技においてある程度の高さから両足を揃えて飛び降り、落下による身体の保有する大きな運動エネルギーを、接地による主として爪先、足首、膝関節の効果的な動きと、さらに上肢、体幹の動きの援助を得て、落下による強い衝撃を和らげ、安全かつ安定した、さらに簡潔な姿勢を経過して直立に持ち込むという、一連の動作だからである⁹⁾。したがって、本件で被害生徒が着地に課題を持っていたということは、それ以前の技の過程にある体勢も完成していなかったものと考えられ、指導者においては、技全体を通した弱点を見出し、その技を安全かつ確実に行うための指導を行う義務を有していたものと思われる。本件でこの点について争われた様子は、判決文のみからは見えてこない。

また、技に不安がある一方で、高校総体という大きな大会を直前に控えていたことは、間違いなく被害生徒の心に焦りを生み出していたであろうし、そのように余裕のない心理状態で練習を行うと、当然疲労の蓄積も著しいものとなり、本件事故当時において集中力に欠ける状態になっていたとしても不思議ではない。まして、本件練習は中間テストの最中に行われていたのであって、試験勉強の疲れが残っていた可能性は高い。

段違い平行棒という、危険の伴う競技に十分習熟していない生徒に、たった一人で未完成の技に取り組みさせていたことについては、学校側の落ち度が全くないとは言えないのではないと思われる。

《裁判例3》

中学柔道部頭外傷死亡 (損害賠償請求) 事故¹⁰⁾

【事案の概要】

本件は、中学の柔道部で約束練習を行っていた際、初心者の中学1年女子部員が他の部員から大外刈りをかけられ、頭部を打撲し、急性硬膜下血腫を発症して死亡した重大事案である。ただし本件が他の部活動事故裁判と異なっているのは、学校や学校設置者を訴えたのではなく、「危険な大外刈りを小中学生が行うことを禁止しなかったために本件事故が起きた」として、全日本柔道連盟（以下「全柔連」）を訴えたという点である。

【原告側の主張】

大外刈りは重大事故の原因となっている危険な技であり、被告（全柔連）は、今後も事故を引き起こす可能性が高いことを認識していた。実際、被告は、重大な事故が発生したことを理由に「蟹ばさみ」や「逆背負い投げ」を禁止技としたことがあるし、中学生以下を対象とする少年大会特別規定においても、危険な技を追加的に禁止している。

被告が大外刈りを禁止技としていれば、大外刈りが約束練習において使用されることはなく、本件事故は起きなかったといえるのであるから、被告の義務違反と本件事故との間には因果関係がある。

【被告側の主張】

一般的に、競技やスポーツは、他者との身体的接触を伴うことが多く、自己又は他者の負傷を完全に回避することは不可能であるところ、特に格闘技である柔道は、投げ技などにより他者を攻撃することを前提としているから、それ自体が相手方を負傷させる危険性を内包している。しかし、柔道は、スポーツの一つとして社会的に認められているものであるから、柔道の特定の技につき、単に他人を傷つける可能性がある技というだけで禁止すべきとはいえず、その範疇を超える危険性を有する技のみを禁止すべきである。

大外刈りを含む投げ技により負傷、死亡事故が生じていることは事実であるが、大外刈りは、長年、柔道の基本的な技の一つとして認められてきたものであり、日本全国の道場で毎日のように行われ、そのほとんどは安全に行われている。大外刈りは、スポーツと

して認められる範疇を超える危険性を有する技とはいえ、禁止すべき技とはいえません。

また被告は、柔道の普及・振興を図ることを目的とした民間団体にすぎず、学校や企業、個人間で行われている柔道の練習や試合のルールを定める権限を有しているわけではないし、自治体や中学校に対する指揮命令権を有しているわけでもないから、被告に、大外刈りを禁止すべき義務があるとはいえない。

仮に、被告が大外刈りを禁止技とすべき義務違反があったとしても、被告が大外刈りを禁止技としていれば本件事故が発生しなかったとまでは認められず、被告の義務違反と本件事故との間に因果関係はない。

【裁判所の判断】

中学校における柔道の指導の在り方等を所管すべき文部科学省においても、中学校の部活動等において大外刈りの使用につき一定の配慮を求めることはあっても、大外刈りの使用そのものを一律に禁止すべきとはしておらず、他に、柔道に携わる関係者等により大外刈りの使用を一律に禁止すべきであるという提言等がされているといった事情は見当たらない。

大外刈りは、他の投げ技と比較して危険性の高い技ではあるが、突出して危険性が高いとか、重大事故が許容し難いほどに多発しているとはとはいえず、初心者等への適切な指導や配慮により事故発生を抑止することも可能であり、その使用を一律に禁止すべきという議論等も見当たらないというのである。加えて、大外刈りは、長年にわたり柔道の基本的な技として認識され、広く使用されてきたことにも鑑みると、大外刈りを柔道の試合や練習において一律に禁止すべきとは認められない。

また、その対象を中学生以下の者に限定してみても、文部科学省が大外刈りを禁止すべきとはしていないことなどこれまでに述べた事情に加え、国内における中学生以下の試合については、少年大会特別規定において、危険な態様での大外刈りは既に禁止されていることも考慮すると、このような一部制限を超えて、中学生以下の者につき大外刈りを一律に禁止すべきとは認められない。

(請求棄却)

【解説】

柔道事故被害者たちがよく口にする「柔道事故のコピペ」という言葉がある。「初心者、乱取り、大外刈

り、急性硬膜下血腫」だ¹¹⁾。本件事故では乱取り中ではなく、かけられる技の決まっている約束練習であったが、その分、被災女子生徒が柔道(特に大外刈りに対する受け身)を習得できていなかったことを物語っているといえよう。

本件判決では、大外刈りについて「足の外側で相手の足の外側を刈って相手の後方に投げる技であるから、技をかけられた者が転倒した際に頭部を床(畳)に打ち付けるなどして受傷する危険性を有するものである」とされ、さらに「大外刈りは、他の技と比較して重大事故の報告件数が多く、柔道の投げ技の中では受傷の危険性が高いといえ、しかも、頭部外傷の重大事故に占める割合も大外刈りによるものが最も多い」と認定されている。

初心者において大外刈りによって急性硬膜下血腫を発症する事故が多発しているのは、足をすくわれて後方に倒されるため、未熟な受け身では後方転倒の勢いを止めきることができず、頭をそのまま打つことが多いためである¹²⁾。柔道習熟者になると、受け身の際に後方転倒の衝撃を和らげるための身体のさばきを適切に行うことができることに加え、頸部や肩部の筋肉が鍛えられているために、瞬時に頭部を畳に直撃することを避ける動きをすることができるようになる。これらの筋肉が不足していると、適切に後ろ受け身をしたとしても、勢いのまま後頭部をぶつけやすいのである。

2012年から公立中学校で武道が必修化され、柔道を選択する学校もあるが、事故の多い大外刈りを除外する動きがみられている。例えば北九州市では、中学校62校中53校が柔道を選択しているが、市教育委員会は「まず受け身の指導を徹底させ、大外刈りなど危険性の高い技は取り扱わない」と通知しており¹³⁾、同様の措置をとる自治体も少なくない。

本件判決では、文部科学省の方針としても「中学校の部活動等において大外刈りの使用につき一定の配慮を求めることはあっても、大外刈りの使用そのものを一律に禁止すべきとはしていない」と指摘しているが、この「一定の配慮」とは、「扱うとしても、受け身等を十分に習得した上で、学んでいくことが必要になります」というものであり、限られた時間の中で大外刈りを取り入れることに対する文科省の消極的な姿勢を示しているともいえよう¹⁴⁾。ただし、これは正課授業で柔道を取り扱う場合のことであり、部活動で行う場合にはこのような制限は存在しておらず、

中学生以下の生徒については国際柔道連盟試合審判規定に準ずる指導が行われており、そこでは大外刈りは一切禁止されていない。

ところで、裁判所が競技団体に対し、競技団体がルール上許容する一定の技等の禁止を命じたり、その技自体の違法性を認定したという前例は存在しない。ただし、技自体の危険性と生徒の技の習熟度とを勘案し、指導者に過失責任を認めた事案はいくつかある。

典型的な例としては、市立高校体操部の平行棒の練習中に着地の際に床で頭部を強打し傷害を負った事故につき、「本件事故の原因である平行棒の演技は、空中での演技を内容としており、着地の際には身体を回転させるなどするため、失敗した場合には必然的に床等で身体を強打して傷害を負う高度の危険性を内在するものであるということが出来る。そうであれば、顧問教諭は、部員が新たに難易度が増した技に挑戦するような場合、当該生徒の技量、技の習熟度、失敗の可能性や危険性等を考慮して、仮に演技が成功しなくとも、最低限身体を強打等による傷害や後遺障害を負うことがないよう、十分な補助態勢やマット等の設備を整えた上で、自らの指導の下で演技を行わせるべき注意義務を負っていると解するのが相当である。」と指導者における具体的な安全配慮義務の内容を指摘した上で、被災生徒の当該技の習熟度は事故当時において高いものではなかったことや、技自体に内在する事故の危険性を根拠として、顧問教諭における事故の予見可能性を認め、過失を認定した事案がある¹⁵⁾。

柔道については、初心者で受け身の習熟が不十分である被災者が十分に対応できない大外刈りをかけられたことで頭を畳に打ち付け、頭部外傷を負った事案¹⁶⁾や、被災者がこれまで練習をしたことのない変則的な技である片襟の体落としを指導者自らがかけて頭部外傷を負わせた事案¹⁷⁾、中学生である生徒が非違行為を行ったと思ひ込み、指導者自らが指導目的で生徒を二度絞め落とした事案¹⁸⁾などにおいて、それぞれ指導者の安全配慮義務が認められているが、使用された技そのものが違法であるとした事案は存在していない。

本件判決も指摘するように、大外刈りは柔道の基本的技として広く使用されてきており、技そのものの危険性は生徒の習熟によってある程度緩和される性質のものである以上、全柔連が学校の部活動指導において大外刈りを使用することを禁止していなかったこ

とをもって違法と認定することは、困難であったことがうかがわれる。ただし、本件で原告側が学校や自治体ではなく、全柔連を相手取り、「大外刈りの危険性」そのものを争点とした訴訟を提起したことの意味は、単なる損害賠償請求とは異なるところにあるものであったと思料する。

全柔連がイニシアチブを取り、今後ますます柔道の安全な指導が徹底されることを願うばかりである。

《裁判例4》

ソフトテニス部

ネット張り中の歯牙破折事故¹⁹⁾

【事案の概要】

中学校の女子軟式テニス部において、平成28年1月30日、当時中学1年生であった被害生徒は、同じ1年生部員とともにネットを張っており、その方法としては、1人がストッパーを歯車に噛ませずに手で持ち上げておき、もう1人がハンドルを回してネットが張れた状態になったところで、最初の1人が持っていたストッパーを歯車に噛ませてネットを固定するという、独自のものであった。そして同方法によりネットを張っていたところ、被害生徒はハンドルの反発力に耐え切れずにハンドルから手を離してしまい、その結果、ハンドルが高速で逆回転して顔面に衝突し、上顎の中切歯2本及び下顎の中切歯2本を破折した。

【原告側の主張】

本件器具は、原告の生活圏内の中では、本件コートにしか存在せず、本件中学校のテニスコートにあるネット巻き器は、本件器具とは異なるタイプであったところ、本件コートでは、週に1回しか練習が行われなかったことから、原告が本件器具に触れる機会は多くなかった。そして、原告は、被告教員等から本件器具の正しい使用方法を教えてもらえず、先輩が本件方法によりネットを張っていたことから、本件方法によりネットを張ることになった。このような本件事情の下では、中学校1年生の原告が本件方法の危険性を認識して、正しい使用方法を思いつくことは不可能であった。したがって、原告に過失はないから、過失相殺は認められない。

また、被告教員等は、テニス部の部員のほとんどが本件器具の正しい使用方法を知らないという状態に至るまで、本件器具の正しい使用方法等について指導

しなかったのであり、その過失の程度は著しいから、本件において過失相殺はなされるべきではない。

【被告側の主張】

顧問教諭及びコーチは、原告に対し、本件器具の正しい使用方法及び誤った方法で使用した際の危険性を指導すべき注意義務に違反し、その結果、本件事故が発生したことは争わないが、原告は、本件中学校に入学した直後からテニス部に入部し、本件コートでも多数回活動していたところ、中学校1年生であれば、本件方法の危険性を認識でき、本件器具の正しい使用方法により危険を回避することは容易であったといえるから、少なくとも2割の過失相殺が認められるべきである。

【裁判所の判断】

原告は、本件中学校に入学後まもなくにテニスを始めたが、テニス部が本件コートを使用するのは夏休み等の長期休暇を除けば週5日のうち1日程度であり、それ以外で使用する本件中学校のコートには本件器具とは異なって巻上時の逆回転の危険性がないタイプのネット巻き器が取り付けられていたこと、顧問教諭及びコーチは、本件事故当時所属していたテニス部の部員に対し、本件器具の正しい使用方法及び誤った方法で使用した際の危険性について指導したことがなかったこと、本件コートにおいては、本件事故当時に所属していたテニス部の部員は上級生を含めて、本件方法によりネットを張っており、原告もこれに倣って、本件方法によりネットを張っていたのであって、その危険性を指摘する者はいなかったこと、本件中学校において、近年、本件方法が原因の事故は発生していなかったことが認められる。

本件器具でネットを張る行為は、方法を間違えば怪我をする可能性を有する危険な部類に属する行為といえるから、本件中学校の課外クラブであるテニス部においても、教員や指導の委託を受けたコーチらが十分な指導を行った上で、生徒に行わせるべきであった。そして、本件事故は、軟式テニス自体に内在する不可避の危険が現実化したものではなく、本件器具を正しく使用することにより容易に回避できたものである。それにもかかわらず、顧問教諭及びコーチは上記指導を行っておらず、上級生を含めて本件方法でネットを張り、その危険性を指摘する者もいなかったことなどを考えると、長期間にわたって指導が行われ

ていなかったことがうかがわれる。以上からすれば、被告教員やコーチの指導について、相応の過失があったことは明らかである。

一方、本件器具は、ストッパーを歯車にかみ合わせただままハンドルを回してネットを巻き上げて、ストッパーが上にずれて次の歯車とかみ合うため、逆回転を防止できる仕組みとなっているが、これを教えられることなく、本件器具の形状をただ目で理解するのは容易ではない。

そして、上記のとおり、原告は、本件中学校に入学してテニスを始めたものであり、本件コートでは、上級生を含めて本件方法でネットを張っており、その危険性を指摘する者もいなかったというのであるから、本件事故までに入学後約9か月が経過していることなどを考えても、中学1年生である原告が、自らその危険性に気付いて本件方法を改めなかったとしても、むしろやむをえないというべきであって、これが明らかな過失であるとはいえない。

以上のとおりであるから、本件において過失相殺を行うのは相当でない。

(損害賠償金額330万1880円の支払いを求める)

【解説】

本件では、事実関係自体には争いはないが、歯牙破損事故はしばしば損害賠償金額が高額になることから、その請求金額(原告請求912万5946円)と過失相殺の妥当性が争われた。

ネットに関する事故は全国でも複数報告されており、最近の裁判例としては、通常は支柱に直接ボルトをねじ込むズレ上がり防止措置が導入されているはずのネット巻き器について、同装置が取り付けられていない状態でネット張りが行われていた中学女子バレーボール部において、ネット巻き器が本件支柱を急激に跳ね上がって生徒の顔面を直撃し、前額部挫創、頭蓋骨開放骨折、鼻骨骨折、脳挫傷の傷害を負った事案につき、通常有すべき安全性を有しておらず、その設置又は管理に瑕疵があったものと認められるとしたもの²⁰⁾、高校バレーボール部で生徒がネットを張るためにネットの支柱に取り付けられていたネット巻器のクランクを回していたところ、同ネット巻器が支柱の上部まで上昇して顔面を直撃する事故が発生し、これにより、顔面に傷害を負った事案において、本件ネット巻器は、本件事故当時、通常の手順で使用した場合であっても、強くネットを張ろうとすると突

然支柱の上部まで上昇し、クランクを回している者だけでなく周囲の者の顔面や身体に当たる危険性があったと認められ、通常有すべき安全性を欠いていたといえるから本件ネット巻器に設置又は管理の瑕疵があったとされたもの²¹⁾などがある。

ネットスポーツにおいては、ネット張りはルーチンワークであり、多くの場合、下級生の仕事とされているようである。下級生にネットの張り方を教えるのは上級生部員であることが多く、その部活動独自の安全性に問題のある簡易な方法が伝統的に受け継がれていることもあり、顧問教諭はネット張りによる事故が多いこと、ネット張りの事故の場合、顔面の損傷となることが多く、大変危険であることを常に肝に銘じ、新入部員にネット張りの方法を教える際には、教員自ら、器具の取り扱い説明書に記載された正しい方法と付属品を確認した上で、直接教える慎重さが必要であるといえよう。

《裁判例5》

ハンマー投げ 骨折事故²²⁾

【事案の概要】

被害生徒は、高校陸上部に所属する当時3年生の女子生徒であり、スポーツ推薦によりハンマー投げの強豪大学への進学が決まっており、引退はしていなかったものの、平成26年9月以降下級生と一緒に練習することはなく、同年10月に開催された大会の後、2週間ほど休んでおり、本件事故当日は久しぶりに練習に参加することになった。平成26年12月15日午後2時頃、被害生徒は他の部員と共にハンマー投げの練習をしており、次に投てきするために本件防護ネットの外側で順番待ちをしていた。当時高校2年生の部員が、被害生徒の順番の前に本件ハンマーを用いて投てき動作に入ったところ、本件ハンマーのワイヤーが破断し、本件ハンマーのヘッド部分が本件防護ネットをすり抜けて被害生徒の左すねに当たり、被害生徒は左脛骨遠位部開放性骨挫傷、はく離骨折等の傷害を負った。

【原告側の主張】

本件事故は、本件ハンマーのワイヤーが切れたことにより生じたものである。本件ハンマーは通常有すべき安全性を欠いており、その設置又は管理に瑕疵があったといえる。

また、従前、ハンマーのワイヤーが切れて、ハンマーのヘッド部分が本件防護ネットの外に出たことがあった。したがって、人の身体に対する危険を避けるために、本件防護ネットは、本件練習場の投てきサークルの前面開口部以外の方向にハンマーが飛んだ場合、ハンマーが本件防護ネットから外に飛び出さないように設置又は管理されるべきであり、具体的には前面開口部以外は防護ネットで完全に囲い、防護ネットの外にハンマーが飛び出さないようにすべきであった。

しかし、本件防護ネットは、ハンマー投げ専用の防球ネットではなく、老朽化した高さ約2.5mのサッカーゴール枠、鉄パイプ枠及び木に網をくり付けた手作りの簡素なものであり、その網目がたるんで大きくなったり、切れたりしている場所もあった。また、本件防護ネットの網の下側は固定されておらず地面との隙間が30cm程度空いている箇所があり、投てき方向に向かって右後方には出入口が設置され、その上側と投てきサークルに入る側からみて右側は固定されていたが、下側と投てきサークルに入る側からみて左側は固定されていなかった。したがって、本件練習場はハンマー投げの練習場として通常有すべき安全性を欠いていたものであるため、顧問教諭は本件練習場の防護ネットを十分に設置、管理せず、安全配慮義務に違反した。

【被告側の主張】

本件ハンマーは購入後約1か月しか経過しておらず、購入後本件事故に至るまでの使用状況に照らし、金属疲労が生じていたとはいえない。ハンマー投げのハンマーは競技中にその本来の用法に従って使用していてもワイヤーが切れることがあるから、ワイヤーが切れた事実をもって直ちに本件ハンマーが通常有すべき安全性を欠いていたとはいえず、本件ハンマーの設置又は管理に瑕疵があったとはいえない。さらに顧問教諭は、練習前の用具の点検の際に部員にハンマーの安全性を確認させ、著しい変形又は異常があったハンマーは使用しないようにとも指示していた。

本件練習場では、サークルの周りを防護ネットで囲い、投てきサークルの前面開口部以外の方向にハンマーが飛んだ場合にも、本件防護ネットから外に飛び出さないように工夫している。また、防護ネットがたるむ等したり、穴が開いたりした場合、顧問教諭又は本件陸上部の部員が、これらのたるみや穴を補修して

いた。

顧問教諭の指示する待機場所で待機していれば、ハンマーが投てき者の意図しない方向、例えば本件出入口の方向に飛んできて、身体に対する危険は回避できた。しかし、原告は、顧問教諭の指示した待機場所とは異なる位置で待機していた。このような待機場所を前提として、通常の用法に従って使用していれば、身体に対する危険は回避できたものであり、本件練習場は通常有すべき安全性を欠いていたものではない。

【裁判所の判断】

原告は、本件ハンマーのワイヤーが切れたことのみを根拠に、本件ハンマーは通常有すべき安全性を欠いていると主張するが、ハンマー投げにおいては、競技中でもワイヤーが破断することを前提としたルールが規定されており、ハンマー投げにおいて、ワイヤーが破断することを完全に防止することは困難なものであるといえる。

ハンマー投げの選手が数名程度の高等学校であれば、他の生徒が使用していない校庭において、校庭外に飛び出すおそれがない位置で投てき練習をする場合には、防護ネット等の設置を要しない場合もある。防護ネット等の設置を要する場合であっても、それぞれの練習環境等により、安全性への配慮が図られていれば、競技場に設置される仕様のもとは異なる仕様のものであるからといって、通常有すべき安全性を欠いていると直ちに評価されるものではない。

本件練習場につき検討すると、前面開口部以外にも、投てき方向に向かって右後方に出入口（本件出入口）が設けられている。防護ネットの隙間からハンマーが飛び出すことがないような構造にしてあれば、前面開口部以外に出入口を設けたからといって、通常有すべき安全性に欠けることにはならない。しかし、本件出入口はほぼ一直線に出ていく構造になっており、これでは、ハンマーが本件出入口から飛んでいくのを防ぐことができない。本件出入口の向きを変える作業は難しいことではなく、単にネットを閉じる場所の変更で足りることであり、不可能や困難を強いるものではない。

また、全国大会レベルの生徒が出現した平成25年度までには、顧問教諭は練習の効率化のため、待機場所を投てきサークルから7mから8mまでの距離にあるJにある樹木の周辺に変更した。平成26年6月頃、本件練習場でハンマー投げの練習をしていた際、

本件練習場から道路を挟んで北側にある野球場の方向にハンマーがいき、練習中の野球部を応援していた保護者にぶつかりそうになり、顧問教諭は保護者から危ないと抗議された。そのため顧問教諭は補助ネットを増設し、待機場所を投てきサークルから3mから4m離れた場所に変更した。この待機場所の位置の変更について、顧問教諭は被害生徒に伝えておらず、被害生徒はかつて指示されていたJの樹木周辺に立っていたために本件ハンマーが当たった。

これらのことからすると、本件練習場は、防護ネットを適切に設置してハンマーが止まるようにできておらず、待機場所もその変更に関する指示も不適切であったというべきであり、本件練習場には、ハンマー投げの練習場として通常有すべき安全性を欠いていたと認めざるを得ず、設置又は管理の瑕疵（国家賠償法2条1項）が認められる。そして、防護ネットの設置又は待機場所の指示に関して、顧問教諭に注意義務違反があったかを検討すると、上記のとおり、顧問教諭は、本件練習場において適切に防護用の囲い、ネット等を設置し、管理すべき義務に違反したといわざるを得ない。

そうすると、顧問教諭は、仮にハンマーが飛んできて安全性が確保される場所を待機場所として選定し、当該場所での待機を本件陸上部の部員に指示する義務に違反したと認められる。

（損害賠償金額180万5608円の支払いを求める；控訴棄却²³⁾）

【解説】

本件では、久しぶりに部活動に参加した3年生部員が、部活動を休んでいる間に待機場所が変更されたことを知らず、かつて指示されていた待機場所で待機していたために、前の投てき者のハンマーが飛んできて受傷したものである。判決が指摘するように、「ハンマー投げのハンマーは競技中にその本来の用法に従って使用していてもワイヤーが切れることがある」のであれば、競技者以外の待機者の待機場所は、ハンマーが確実に届かない位置に指定されるべきであることはいうまでもない。

判決が引用する東京都の作成した部活動のガイドラインによれば、「防護ネットにハンマーが当たった際、ネットが予想以上に伸びることがあるので、待機者は防護ネットの間近にいることは危険であり、離れた位置に立つようにする。待機者は防護ネットから

10m離れた場所で待機するものとされている。」とのことである。

この東京都の基準によれば、被害生徒が待機していた場所が防護ネットに守られていたとしてもなお近い位置であったといえるが、そもそも防護ネットに設けられた出入口の構造上、防護ネットの用をなさない位置が存在すること自体が重大な安全管理上の問題であり、まして出入口の延長線上になる範囲に待機場所を指定していたとあれば、論外であろう。

これは顧問教師において、本件陸上部にハンマー投げの有力選手を擁するに至り、競技成績が向上するにつれ、安全性よりも効率性を優先し、限られた部活動の時間で各自の選手にできるだけ多くの投てき練習を行わせることばかりに目が向けられた結果であったのではなかろうか。

なお、ハンマー投げ競技に関する裁判例としては、県立高校2年生の陸上部員が短距離走のスタートダッシュ練習の順番待ちをしていたところ、同校3年生部員の投げたハンマーに左後頭部を直撃され、頭蓋骨陥没骨折、脳挫傷により死亡した事故につき、投てき者の回転軸がサークル内に止まらず、中心線から左右に50度を大きく超えるほど逸れて投てきされた場合には、ハンマーは本件防護ネットに妨げられずに飛ぶ構造になっていたとして、防護ネットの設置状況の瑕疵を認定した事例²⁴⁾、高校の運動場において、野球部の捕球練習と陸上部のハンマー投てきの練習とが同時に行われたところ、レフト守備中の野球部員が本来の守備位置から30mほど離れたハンマー投てき地点に立ち入ったため投てきされたハンマーが右頭頂部に当たり、野球部員が脳挫傷により死亡した事故につき、事前の調整によってハンマー投てきと捕球練習という危険種目の競合を避けることなく、陸上部の顧問が投手や打者の動向を十分に見極めることなくハンマー投てきに踏み切らせ、また野球部の顧問が周辺の安全を確かめることなくハンマー投てきに気づかなかったときには、両顧問には過失があるとした事案が存在する²⁵⁾。

このように、ハンマー投げにおいては死亡事故も存在しており、ハンマーの軌道と防護柵の有効な設置、待機者の安全な待機方法などについて顧問教諭は常に点検と注意喚起を怠ることなく、練習中には常にあらゆる危険性を予見しつつ生徒の安全を図る義務があるといえよう。

《裁判例6》

町立中学バスケットボール部暴行致傷 (損害賠償請求) 事件

【事案の概要】

被災生徒は中学1年生の生徒であり、男子バスケットボール部に所属していた。

①6月事案

被災生徒は、もう一人の1年生部員とともに2年生部員であるO₁より朝練名目で早朝より呼び出され、「来なければ殴る」と脅された。

②7月事案

被災生徒は、2年生部員であるO₂より、夏休み中に二度、無理やり海水浴に連れ出され、防波堤から海面に落とされたり、砂をかけられたり、汚れた手を被災生徒の服で拭かれるなどの嫌がらせを複数回受けたために立腹したところ、O₂より「今後、お前をいじめてやる」と言われた。

③10月事案

被災生徒は部活時にO₁と口論となり、O₁が被災生徒の胸ぐらをつかみかかり、それから互いにつかみ合いになった。被災生徒はこの際にO₁が殴ったと主張するが、O₁はこれを否定している。

④2月事案

部活動中にO₂が被災生徒の右目付近を右手で殴り、その後双方がもみ合いとなった(暴行の態様については双方に争いあり)。

原告は、上記④の事案によって医療機関を受診し、頭部外傷、頸椎捻挫、背部・腰部打撲傷と診断されたが、次第に病状が増悪してきたため、以降7か月間にわたって入院加療等を行っており、最終的に国際医療福祉大学熱海病院において脳脊髄液減少症と診断され、入院してブラッドパッチ療法等を行った。さらにその約4年後には同病院において「現在、典型的なPTSDの症状が続いており、加害者を想起する状況に遭遇するとパニック症状を引き起こす、PTSDは今後も長期に及ぶ治療が必要である。」と診断された。なお、その1月前には、他の病院でも、被災者には強い不安、抑うつ、フラッシュバック、不眠傾向、回避行動、注意集中困難、記憶力や作業能力の低下、体調不良、易疲労性が継続しているとして「外傷後ストレス障害」との診断が下されている。

上の診断が下された約8か月後の平成29年4月に

は、被災者は体幹機能障害により身体障害者手帳（3級）の交付を受け、同年5月7日、精神障害者保健福祉手帳（2級）の交付を受けた。

【原告側の主張】

④については、O₂が被災者の胸倉をつかんで原告を体育館の隅に引きずって行った上で、原告の顔面や首を多数回殴打したため、そのうち数回は目に当たって左目がほとんど見えなくなった。さらに本件暴行は頭部・顔面・背部・腰部付近に対する多数回にわたるものであったため、仙椎付近への大きな衝撃と、頭頸部付近に強い過伸展を含む大きな衝撃が直接的に加わったために脳脊髄液の漏出が生じ、脳脊髄液減少症が発症した。

本件は、落ち度のない原告が中学校内において、部活の先輩に難癖を付けられて激しい暴行を受けたものであって、多感な思春期真っ只中の時期である中学1年生であった原告にとって極めて威圧的・破壊的な性質をもつストレスであり、PTSDを発症するに至った。

本件において、男子バスケ部の顧問教諭は、①～③の事実を知っており、部活動中に上級生が原告に対して暴行を行うという予測性、予見可能性が優に認められていたにもかかわらず、本件④の暴行時に部活動に立ち会っていなかった。被告側は、部活動の顧問教諭に練習内容を把握させ、原則として部活動に立ち合わせ、立ち合わせることができない場合、代替の教諭等を立ち合わせる義務を負っていたといえるから、安全配慮義務違反が認められる。

【被告側の主張】

①②の事案の際、学校側は直ちに必要な情報収集を行った上で生徒指導委員会を構成する学校長や生徒指導主事らで対応方針を協議・決定し、その方針に沿って必要な指導を実施しているものであり、いずれも適切に対応している。③については、報告を受けた顧問教諭において、O₁に対する指導を行った上で、トラブルの内容を生徒指導委員会に報告しており、この種の事案における学校側の対応として十分なものである。

したがって、本件暴行（④）以前の原告とO₁の間における本件のような更なるトラブルの発生を予期することは困難であり、学校側に特定の対応を行う法的義務の懈怠（安全配慮義務違反）があるとはいえない。

なお、脳脊髄液減少症は、髄膜に穴が空き、脳脊髄

腔のどこかから脳脊髄液が漏出することによって発症するものであるが、O₁は原告の背後から暴行を加えておらず、「下部頸椎」から脳脊髄液が漏出することもあり得ない。

O₁が本件暴行に及ぶ直前、原告は、他の男子バスケ部部員から体当たりを受け、転倒しており、原告の「仙椎付近」、「下部頸椎」からの脳脊髄液の漏出は、当該転倒によって生じた可能性もある。

また、原告がPTSDを発症したとする点は争う。

【裁判所の判断】

平成25年9月当時に、診断基準の前提基準となる〔1〕項部硬直、〔2〕耳鳴、〔3〕聴力低下、〔4〕光過敏、〔5〕悪心などの症状は、原告には認められていない。さらにもう1項目の前提基準である「起立性頭痛」（座位又は立位をとると15分以内に増悪する頭痛）に該当するかどうかを検討するに、医療機関に入院中の原告の様子は、起立性頭痛のある患者のものとは整合しないものである。

また、研究班基準における画像診断基準によれば、硬膜外への造影剤漏出を証明できれば、脳脊髄液漏出の「確実」所見となり、硬膜の欠損や漏出部位を特定できれば、脳脊髄液漏出の「確定」所見となるとされているが、原告については脳脊髄液漏出の「疑」所見にとどまっている。さらに、原告は本件暴行後30日以内に起立性頭痛を発症していたものと認めることはできないことから、仮に同月当時脳脊髄液減少症を発症していたとしても、これが本件暴行により生じたものであると合理的に認定することはできない。

また、本件暴行の態様はICD-10診断基準（「ほとんど誰にでも大きな苦悩を引き起こすような、例外的に著しく脅威を与えたり破局的な性質を持った、ストレス性の出来事あるいは状況」）ないしDSM-5診断基準（「実際にまたは危うく死ぬ、重傷を負う、性的暴力を受ける出来事」）を満たすものと認められないこと、PTSD該当との医師の診断も、直ちにその原因となる例外的に強いトラウマとなる出来事が本件暴行であることを示す証拠とは認められないことからして、原告が本件暴行によりPTSDを発症したと認めることはできない。

①の事案において、顧問はその日のうちにもう一人の1年生部員の父親からの匿名の電話で知らされ、上記電話をきっかけに、直ちに当該練習の日時に生徒を待ち受け、暴力等を未然に防いだもので、それ自体迅

速かつ適切な対応であったから、その後に原告を被害者とする暴力事案が発生することを予見させる事情には当たらない。

②の事案においても、中学校において相応の措置がとられていること、以後、O₂の原告に対する態度が改善され、両者の間のトラブルが報告されていないことなどからして、その後に原告を被害者とする暴力事案が発生することを具体的に予見させる事情には当たらないものといえる。

③の事案において、顧問教諭はO₂からの聴き取りの中で、原告の態度に腹を立てたと打ち明けられ、嫌な気持ちは理解できるが先輩として辛抱しなければならぬと理解させたこと、以降はトラブル報告がなかったことなどからして、その後に原告を被害者とする暴力事案が発生することを具体的に予見させる事情には当たらないものというべきである。

(請求棄却)

【解 説】

いわゆる、部活動内の「後輩いじめ」の事案である。ここで扱った争点は大きく3つあり、1つ目は「先輩から後輩に対して行った暴行が脳脊髄液減少症という重大な障害を引き起こしたのか」という点、2つ目は、「本件暴行を含めた先輩からのいじめがPTSDを発症させたのか」という点、3つ目は「部活動においてこうした重大な結果が生じることを学校側は予見できたのか」という点である。いうまでもなく、3つ目の争点は、学校側の過失の認定の前提となる「結果の予見可能性あり」「結果回避可能性あり」という点を充足するためのものである。

脳脊髄液減少症は、最近わが国でもよく知られるようになってきた病態であるが、最初に報告されたのは1938年²⁶⁾と、新しいものではない。低髄液圧に伴う起立性頭痛を主体とする臨床症状を呈する病態の総称であり、わが国では最近、柔道を中心としたスポーツ中の体幹部への衝撃によって脊椎部の硬膜が破れ、そこから髄液が漏れることによって発生することが知られるようになってきている²⁷⁾。厚労省の研究班は2007年に統一した診断や治療の指針作りに着手し、MRIやCTでの、画像判定の基準を作ったほか、各検査の結果を組み合わせで診断する仕組みも盛り込んだ²⁸⁾。同研究班は診療指針は以降12年間に及ぶ研究成果の集大成として、2019年に診療指針の概要を発表している²⁹⁾。2016年4月には、注入した血液で穴を

ふさぐ「ブラッドパッチ療法」が保険適用になっているが、まだまだ一般の理解度は低いままである。

脳脊髄液減少症は、判決も指摘するように「起立性頭痛」を大きな特徴としているものの、患者が自覚する症状は多彩で苦しみを伴うものである一方、自覚症状がメインとなるため、「怠けている」「賠償金目的」などと見なされることも多く、筆者が出会ったスポーツ事故患者たちもこうした二次被害に苦しめられてきていた。

本判決でも、「造影脳MRI検査では小脳扁桃下方偏倚、脳下垂体腫大、頭蓋内静脈拡張、硬膜造影など脳脊髄液減少所見がみられた。RI脳槽シンチグラフィーでは明らかな脳脊髄液漏出像は見られなかったが、CTミエログラフィーにおいて下部頸椎からの脳脊髄液漏出所見がみられた。RI SPECT画像では仙椎付近で脳脊髄液漏出所見がみられた。」との医学的所見に基づき、医師による「脳脊髄液減少症」との診断が明確に下されているにも関わらず、「脳脊髄液漏出の「疑」所見にとどまっている」と、明らかに不当な認定にとどめている。

ただし、そもそも本件では脳脊髄液減少症を引き起こしたとされている④の暴行態様自体に争いがあり、被告側は「背後からの暴行」を一切否認しているため、判決では暴行の存在自体について明確に認定することは避け、脳脊髄液減少症そのものの存在を否定したものとも考えられる。

また、PTSDについても、いじめや部活動事故に起因する罹患は知られているものの、医療機関の診断をもってしても、裁判所は国際診断基準であるICD-10やDSMの基準に固執し、なかなかこれを認定しない傾向がある(後掲判決⑥参照)。

いじめや体罰、事故などが児童生徒の心に与える衝撃は一律に判断できるものではなく、まして医師の診断が下されているような場合にあっては、個別事案において丁寧な認定を行うべきであろう。

最後の争点である「結果の予見可能性」については、特定の上級生と下級生との間で複数回のトラブルが報告されているのであり、その都度学校側が介入しているのであるから、「以降はトラブル報告がなかった」ということのみを根拠として今回の暴力事案が発生することを予見できなかったとするには、些か無理があるようにも思われる。この点については、本紀要1で検討した私立高校サッカー部暴行(損害賠償請求)事件の解説³⁰⁾も併せて参照されたい。

《裁判例7》

県立高校バレー部顧問による 暴行・暴言(損害賠償請求) 控訴事件

【事案の概要】

本件は、控訴人(以下、「被害生徒」)が、被控訴人岩手県が設置する県立高校に在学中、男子バレーボール部の顧問教諭による日常的な暴力、暴言により精神障害を発症し、不登校を余儀なくされたことを原因とする訴訟である。原審では、顧問教諭が部活動の遠征を無断欠席したことを理由として被害生徒を体育教室に呼び出し、少なくとも1時間にわたって厳しい口調で怒鳴って叱責し、その際、感情的になって壁に鍵を投げつけたり、机を強打したという事実を認定し、「間接的な暴行と評価し得る行為にも及んでおり、到底妥当性を見出し難く、指導として社会的相当性を欠いており、違法行為に当たる」として、被害生徒に対し10万円の損害賠償(及び弁護士費用10万円)支払い義務を県に対し認めたものの、その余の暴行については認めず、さらにバレー部の練習中に「木偶の坊」、「お前は駄馬だ」、「駄馬がサラブレッドに勝てる訳ねえんだ」、「ばかやろう」、「何やっているんだ」、「お前のせいで負けたんだ」などの暴言があったことは認めたものの、部活指導の一環として許容され、「これを不法行為法上の観点から見て違法であると断言することは、躊躇される」とし、さらに被害生徒が罹患したとするPTSDについてはこれを認定せず、顧問教諭の違法行為と不登校との間には相当因果関係を認めることはできないと判断していた。

【控訴人(被害生徒)側の主張】

(1) 顧問教諭による暴行について

当日、本件青森遠征の無断欠席についての話は出ていないから、被控訴人被害生徒の言動は「指導」とはいえないものである。また、この際の暴行以外にも、本件を刑事事件として取り調べた検察官は、①少なくとも他のバレー部員とともに、毎月1回程度、暴行されていた事実、②単独で顔面を殴打されたことが数回あった事実、③他日に教室指導において暴行を行った事実は、いずれも証拠上認定できると説明していたのであって、原審が認定した限度の暴行にとどまらない。

(2) 顧問教諭による日常的な暴力及び暴言について

原判決が認定した顧問教諭の暴言の内容は、どれをとっても、生徒らの人格を完全に否定する、威迫的な内容であり、部員に気合いを入れたり、敗因の説明をするために行われたものではない。

また、顧問教諭が、本件バレー部の部員に対し暴力を振るっていたことは明らかであり、被害生徒に対してだけ振っていないとの弁解は信用できるものではない。

(3) 権利侵害性について

被害生徒は、顧問教諭の言動によりPTSDを発症し、上記二度の教室指導での暴行により、これを一気に悪化させた。被害生徒にとって、顧問教諭の言動は、PTSDのA基準に匹敵するような外傷体験と感じられるものであった。もっとも、被害生徒らは、被害生徒がPTSDに罹患しているか否かにこだわっているのではなく、顧問教諭の言動によって、PTSDもしくは適応障害を発症し、登校することができなくなるほどに精神的苦痛を受けたことの認定を求めるものである。

【被控訴人側の主張】

顧問教諭が、被害生徒に対し、暴力を振るった事実はない。他のバレー部員に対する暴力を認めた顧問教諭が、事実と反して、被害生徒に対する暴力だけを否定する理由はない。

顧問教諭の「お前は駄馬だ」といった発言や、ペットボトルを地面や壁に投げつけるなどの行為は、いずれも日常的に行われていたものではなく、また、部員に気合いを入れたり、敗因の説明をするために行われたものである。

【裁判所の判断】

(1) の点について

被害生徒は、平成20年11月1日及び2日に行われた遠征を無断で欠席しており、同月7日から新人戦岩手県大会が始まることに照らすと、顧問教諭が同月4日頃に被害生徒を体育教室に呼び出した理由は、本件遠征の無断欠席にあったものと考えるのが自然かつ合理的であり、これ以外の理由も特に見出し難いから、顧問教諭はこれを理由に叱責したと認定するのが相当である。そして、被害生徒も、本件遠征を無断欠席したのであるから、これが理由で呼び出され、叱責されていることを容易に認識することができた

ところである。したがって、仮に、顧問教諭が呼び出しの理由を具体的に告げていなかったとしても、これをもって、(1)の本件教官室指導を違法と評することはできない。しかし、教員は生徒に対し指導すべき立場にあるとしても、教員と生徒との力関係は固定しており、生徒は心身ともに未成熟な段階にあった上、部活動は高等学校教育の一部であって、同教育は、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養うことや、個性の確立に努めることをも目標とするものであること(学校教育法51条参照)に照らすと、部活動の指導といえども、生徒の人格に配慮すべきであって、これを否定したり、貶めるような言動が許されるものではない。そして、「お前のような人間が大人になると社会を駄目にする」との発言は、被害生徒の人格を否定し、若しくはこれを貶めるものであるから、指導としての域を超えるものであり、また、「右手に持っていた鍵を壁に投げつけ、机を拳で何度か叩く行為」は、感情のままになされたものにほかならないから、指導とはほど遠いものである。したがって、これらの言動は、教員としての裁量を逸脱した、違法な行為である。

なお、他日行われたという教官室指導では、顧問教諭が被害生徒に暴力を振った事実は認められず、顧問教諭の言動が相当性を欠くものであったと認めるに足りる確かな証拠もないから、これを違法と認めることはできない。

(2)の点について

顧問教諭は、被害生徒を含むバレー部員に対し、「木偶の坊」、「お前は駄馬だ」、「駄馬がサラブレッドに勝てる訳ねえんだ」と怒鳴りつけているが、このような言動は、専ら被害生徒に向けられたものではないとしても、被害生徒を含むバレー部員の人格を否定し、若しくはこれを貶めるものであるから、教員としての裁量を超えた、違法な行為である。

なお、被害生徒と同学年のバレー部員であったAは、原審での証人尋問において、顧問教諭から頬を平手打ちされたことがあり、被害生徒も顧問教諭から平手打ちされたことが「あったと思う。」と供述している。また、被控訴人県の職員が平成28年6月に行った事情聴取において、同学年の部員であったB及びCは、顧問教諭から平手打ちをされたことがあると回答している。被害生徒の2学年後輩の部員であったDも、顧問教諭が部員に対し平手打ちをするのを目撃し、自らも受けたと陳述している。

他方、顧問教諭は、被害生徒に対して、手を上げたことはなかったと供述するところ、他の部員に対して手を上げることがあったものの、被害生徒に対して手を上げることがなかった理由については、合理的な説明をしていない。したがって、その頻度は明らかでないものの、少なくとも、顧問教諭が、練習又は試合において、被害生徒の頬を平手打ちしていた事実は認められる。

(3)の点について

被害生徒が指摘する上記事由は、専ら本件バレー部に関係することであるから、本件バレー部の活動に参加しなくなった理由としては理解することができるものの、直ちに不登校の理由として理解することができるものではない。かえって、被害生徒は、授業には出席しないものの、本件バレー部の活動には参加していた時期もあったのである。この点について、被害生徒は、本件バレー部の活動に参加するためのエネルギーを養うために、授業を休んだ旨供述するが、顧問教諭に対し畏怖の念を抱いていた者の行動としては不自然な供述である。

上記の事情によれば、被害生徒が、顧問教諭に対して畏怖の念を抱いており、本件バレー部の活動中も相当程度萎縮していたことが推認できるとしても、このことが不登校の原因になったと解することはできない。

控訴人らは、被害生徒にはPTSDや適応障害が認められるべきであると主張する。しかし、PTSDの診断に当たって、DSM-5は一般的な基準であるところ、これによれば、PTSDに該当しないことは、原判決が説示するとおりである。また、長年、被害生徒を診察してきた医師は、被害生徒の症状をPTSDと診断しており、適応障害であるとは診断していない。したがって、控訴人らの上記主張は採用することができない。(損害賠償金額40万円の支払いを求める)

【解 説】

(1)顧問教諭による暴力・暴言について

控訴審からは判然としないが、原審判決³¹⁾によれば、「顧問教諭は、平成20年11月4日頃の本件バレー部の練習終了後、被害生徒を1人体育教官室に呼び出し、被害生徒が遠征を無断欠席したことを少なくとも1時間にわたり厳しい口調で怒鳴って叱責したことがあり、その際、感情的になって壁に鍵を投げつけ

たり、机を強打したりする場面があったことが認められる」と認定した上で、この際被害生徒が胸ぐらを掴まれる、髪の毛を引っ張られるなどの行為を受けたと主張している点に対し、「この供述を裏付ける的確な証拠はない」として排斥した。そして、本件の指導は「遠征を無断で欠席した被害生徒の行為を正し、本件バレー部の活動の規律を守るために行われたものであり、その必要性、目的自体に何ら問題はなかったといえる。しかしながら、そのやり方として、顧問教諭は、体育教官室という閉鎖された室内において、1対1で、少なくとも約1時間にわたって、一方的かつ威圧的に厳しく叱責し、鍵を壁に投げつけたり、机を強打したりするという、間接的な暴行とも評価し得る行為にも及んでいるのであって、到底妥当性を見出し難い。」と、指導の目的自体は許容されるが、その方法において違法であるとの認定にとどめたものであった。

密室において1対1で行われる指導において、そこで何が行われたのかということ客観的証拠によって明らかにすることは著しく困難である。このことは、いわゆる「指導死」によってわが子を亡くした遺族たちの訴訟を困難にする一因となっている³²⁾。

原審において被害生徒は、法廷において思い出すも忌まわしい高校時代の体験を必死に語った様子がかがえるが、「裏付けがない」としてことごとく一蹴されている。この姿勢は基本的には控訴審判決においても踏襲されているものの、かろうじて少し進めて、被害生徒の人格を否定し、若しくはこれを貶める発言として、顧問教諭が同指導の際に「お前のような人間が大人になると社会を駄目にする」と口にしたことが違法であると認定しているのである。

また原審は、顧問教諭が「被害生徒以外の」部員らに対し平手打ちしたり、怒声をあびせたり、怒りを露わにするなどしていたと認定した上で、「これらの言動は、学校内の部活動における高校生を対象とした指導として、時に冷静さを欠く面がなかったとはいえ、特に、平手で叩く等の指導については、部員の集中力を高めるために相手を選んで行ったものだとし、指導の手段として社会的相当性を欠くといわざるを得ない(ただし、元部員ら4名は顧問教諭のこの行為に対する被害感情を有していない。)」と評価している。

原審は、ここであえてカッコ書きして紹介した「被害者が被害感情を有していない」という事実をもって

その違法性が減殺されるかのように述べているが、これは率直に「体罰容認」という裁判所の立場を開陳したものと見えよう。

しかしそもそも、「平手で叩く等の有形力を行使した指導」は学校教育法11条が禁止する「体罰」に該当するものであり、その目的がどうであれ、同法が制定された昭和22年はおろか、明治12年に発布された教育令にも、すでに「凡そ学校に於ては、生徒に体罰を加うべからず」(第46条)と記されていたように、わが国では一貫して教師による生徒への体罰は禁止されているのである。そして、かかる有形力の行使が暴行罪を構成するのは当然であり、同罪が非親告罪として被害者の私的処分に任さないものとしたことなどに鑑みると、本件部員らが「被害感情を有していない」ような場合であっても、犯罪の成立において何ら障害となるものではない。

また原審は、「平手打ちしたり、怒声をあびせたり、怒りを露わにする」などの顧問教諭の体罰・パワハラ行為を認定しつつも、「もっとも、運動部における指導は、静謐な場で間近な距離で対面して行われるものばかりではなく、また、いずれにせよ、勝敗を決するという最終目的に向けて、技術を定着させ、気力や体力を向上させていこうとするものであるから、その指導の過程にあっては、必然的に声が大きくなり、また、突発的に多少の荒い言動が出てきてしまうのもやむを得ない面があり、そして、時には敗因を明示することも必要である。また、顧問教諭が少なくとも被害生徒を除く部員に対して行使した平手打ち等の有形力の行使や、物に当たるといふ行為も、その頻度の詳細は確定できないものの、日常的、頻繁というものではなく、ごくたまにそのようなこともあったという程度のもので推認できる。」などと、著しく事実を矮小化している様子がかがえる。つまり、原判決が認定した範囲においても、顧問教諭がバレー部員たちに対して行った有形力の行使は、違法な行為(=体罰)であると言わざるを得ないものであり、その頻度が「ごくたま」であろうが、「たった一度」であろうが、違法なものは違法だという他なかるう。

この点に対し、控訴審は、「原判決が認定した顧問教諭の暴言の内容は、どれをとっても、生徒らの人格を完全に否定する、威迫的な内容であり、部員に気合いを入れたり、敗因の説明をするために行われたものではない。」「また、顧問教諭が、本件バレー部の部員に対し暴力を振るっていたことは明らかであり、

被害生徒に対してだけ振るっていないとの弁解は信用できるものではない。」としており、妥当な判断であると思われる。

(2) 被害生徒の精神状態について

原審では、証拠として被害生徒が平成27年5月27日に出された診断書が提出されている。同診断書には、「平成20年7月から参加したバレーボール部で、指導教員の様々な言動が心的外傷的体験となり、同年9月下旬頃からPTSDを発症した、高校在学中は恐怖心が強く登校は困難であり、卒業後は秋頃になるとフラッシュバック症状に悩むことが多い」などと記載されている。しかし原審判決は、「治療を目的とする臨床の現場では、患者の訴えをまずはそのまま受け取るものであろうとは思われるが、相手方にPTSD発症の法的責任を問う場面においては、仮に、その主観的事情を考慮するとしても、まずは証拠によって認定された事実を客観的出来事とした上で、これを前提として主観面を考察すべきものである。」とした上で、その診断の根拠が「顧問教師からの日常的な暴力を直接受けたこと」にあるものの、こうした暴力の存在が証拠上認められないため、これを採用することはできないとしている。

そして、DSM-5が規定する「心的外傷的出来事」の基準である「戦闘、傷害事件、強姦、災害に匹敵するような出来事」に匹敵するような出来事とはかけ離れており、「自らが直接暴行を受けたことはなく、目の前で行われた他の部員に対する有形力の行使も、頬を平手打ちされる等のA基準が想定するものと著しくかけ離れるものだった」として、PTSD発症の事実は認められないとした。

この点については、控訴審も原判決の判断を支持している。

教員による威圧的な指導によって生徒が精神状態を悪化させ、不登校状態となる事案が近年相次いでいる³³⁾。確かに、それらほとんどの事案においてDSM診断基準が要求する「心的外傷的出来事」とまではいえないエピソードであることがほとんどであるものの、その呈する症状は一部PTSDと類似の状態像（進入症状、関連刺激の持続的回避、認知と気分の陰性変化、覚醒度と反応性の著しい変化³⁴⁾）を呈する。そこで筆者は、「心的外傷的出来事」こそDSM-5診断基準を満たさないが、PTSD類似の症状を部分的であれ呈する患者の評価として、IES-R(Impact of Event Scale-

Revised)³⁵⁾を用いるべきであると考えている。このことは、文部科学省(2014年)が、「最近米国で報告された一般の子供を対象にした疫学調査では、トラウマ体験後にPTSDの診断基準を完全に満たした子供は少なかった(0.5%以下)ことが判明しています。すなわち、子供はトラウマ体験後に、部分的にPTSD症状を示したり、その他の様々な病態を併存して示したりすることが多いと考えられています³⁶⁾」との見解を示していることにも合致している。

IES-Rは旧IES(Horowitz et al, 1979)の改訂版として、米国のWeissらが開発した心的外傷性ストレス症状を測定するための自記式質問紙である³⁷⁾。IES-Rは災害から個別被害まで、幅広い種類の心的外傷体験者のPTSD関連症状の測定が簡便にでき、横断調査、症状経過観察、スクリーニング目的など、すでに我が国でも広く活用されており、心理検査法として医療保険適用を認可されている。したがって、理不尽な暴力やパワハラ被害者に対してもIES-Rは有用であろうし、被害者が受けた精神的な打撃に対する救済がより図られやすくなるものと考えている。

《結語》

2019年に出された学校・運動部活動事故に関する裁判例を挙げ、若干の解説を行った。

これら7事例を全体的に眺めてみると、骨折や歯牙破折などの事案については学校側の賠償責任が認められやすい傾向があるのに対し、死亡事案や暴力事案については、学校側の賠償責任について裁判所は謙抑的である傾向が認められた。骨折や歯牙破折事例については、被災生徒自らが受傷の状況を明確に証言することができる点や、目撃証言が得られやすいことなどが事実認定に役立っているようであるが、死亡事案ではもはや被災生徒自身の証言が得られず、学校側が責任回避の姿勢を示す限りにおいて、学校側の過失責任を明確に認めさせることが困難であるという事情があるのかもしれない。暴力事案については、いずれもPTSDの認定に対する裁判所の謙抑的な姿勢が示されている。

明確な損害金額が算出可能な受傷事案でない場合、被災者・遺族側が学校側を提訴する目的は損害賠償の請求ではなく、学校による責任回避の姿勢を追求し、事故原因を明確にした上で適切に謝罪し、しかるべき再発防止策を策定することを求めることにより、被災者の名誉を回復し、二度と同様の被害を生まないよう

に臨んでいることがほとんどである³⁸⁾。

判決は客観的な証拠に基づかなければならないことはもちろんであるが、裁判所においてはこのような被災者・遺族の意を十分に理解した上で、公正な司法の判断が下されることを願わずにはいられない。

- 1) 京都地裁 令和元年10月24日判決、LEX DB 文献番号25570610。
- 2) 松江地方裁判所出雲支部昭和54年3月28日判決、判例時報940号99頁、LEX/DB 文献番号27423258。
- 3) 最判平成9年9月4日判決、判例時報1619号60頁、LEX/DB 文献番号28021755。
- 4) 千葉地裁平成14年4月22日判決、判例時報1793号116頁、LEX/DB 文献番号28072091。
- 5) 名古屋地裁平成18年11月28日判決、判例時報1965号114頁、LEX/DB 文献番号28130308。
- 6) 徳島地裁平成26年3月24日判決、LEX/DB 文献番号25503969。
- 7) 横浜地裁平成9年3月31日判決、LEX/DB文献番号28030849。
- 8) 大阪高裁平成29年12月15日判決、LEX/DB文献番号25449212。
- 9) 長野 淳次郎「体操競技における着地に関する研究」、天理大学学報1983年3月(139)、111-126頁。
- 10) 福岡地裁令和元年8月21日判決、LEX/DB文献番号25564118。
- 11) 内田良「親が知らない『部活動リスク』～なぜ学校では『コピペ』のような事故が繰り返し起こるのか?」、現代ビジネスプレミアム、2015年11月24日配信記事、<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/46482> (2020年2月3日閲覧)。
- 12) 細川暁子「初心者の大外刈り注意 柔道事故、中学・高校で再び増加」、『東京新聞』2016年11月25日。
- 13) 「北九州は柔道53校 中学62校中、各校で事故防止策 武道必修化」、『朝日新聞』九州・1地方版、2012年03月8日朝刊。
- 14) 文部科学省『学校体育実技指導資料第2集 柔道指導の手引(三訂版)』、東京館出版社、2013年：170頁。
- 15) 大阪地裁平成22年9月3日判決、LEX/DB文献番号25442641。
- 16) 札幌地裁平成24年3月9日判決、LEX/DB文献番号25481733。控訴審札幌高裁平成24年9月13日判決、LEX/DB文献番号25483042。
- 17) 長野地裁松本支部平成23年3月16日判決、LEX/DB文献番号25481358。
- 18) 南部さおり「柔道の絞め技により「落とす」行為の違法性に関する考察—福岡「柔道教室指導者による生徒『絞め落し』事件」判決を受けて—」、日本体育大学紀要、第48巻第2号、113-121頁、2019年。
- 19) 宮崎地裁平成31年2月1日、LEX/DB文献番号25562474。
- 20) 大分地裁平成26年6月30日、25504587。
- 21) 福岡地裁平成26年11月18日、25505230。
- 22) 名古屋地裁平成31年4月18日、LEX/DB文献番号25563084。
- 23) 名古屋地裁令和元年10月17日、LEX/DB文献番号25564278。
- 24) 浦和地裁平成8年10月11日、LEX/DB文献番号28022116、判例時報1613号120頁。
- 25) 大阪地裁昭和50年9月26日、LEX/DB文献番号27422698。
- 26) Sjalttenbrand G. Neuere Anschauungen zur Pathophysiologie der Liquorzirkulation. Zentralbl Neurochir. 3: 2290-300. 1938.
- 27) 宮嶋加菜子、村山恵二「学校柔道で髄液漏れ 全国で3件報告」、『朝日新聞』2012年10月21日朝刊、2社会。
- 28) 佐藤建仁「『謎の頭痛』脳脊髄液減少症に初の統一診断指針 治療に保険適用、課題 厚労省研究班」、『毎日新聞』2011年11月2日朝刊・3総合。
- 29) 渡辺暖「脳脊髄液減少症：小さな漏れも診断 医師判定しやすく 国研究班指針」、『毎日新聞』2019.07.06 東京朝刊 28頁 総合面。
- 30) 南部さおり「2018(平成30)年に出された学校部活動関連判決の考察」：《判例2》私立K高校サッカー部暴行(損害賠償)事件、スポーツ危機管理研究1、5-8頁、2018年。
- 31) 盛岡地裁平成29年11月10日判決、LEX/DB文献番号25548292。
- 32) 大貫隆志編著『指導死 追い詰められ、死を選んだ七人の子どもたち。』(高文社、2013年)。
- 33) 内田良「不登校「先生が原因」認知されず —学校調査と本人調査のギャップから考える」、Yahooニュース個人(2016/10/16配信)。

<https://news.yahoo.co.jp/byline/ryouchida/20161016-00063307/> (2020年2月5日閲覧)

- 34) 日本精神医学会監修『DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル』(医学書院、2014年) 269-270頁。
- 35) Asukai, N., Kato, H., Kawamura, N., Kim, Y., Yamamoto, K., Kishimoto, J., Miyake, Y., Nishizono-Maher, A.: Reliability and validity of the Japanese-language version of the Impact of Event Scale-Revised (IES-R-J): Four studies on different traumatic events. *The Journal of Nervous and Mental Disease* 190:175-182, 2002.
- 36) 文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課作成『学校における子供の心のケアサインを見逃さないために一』、平成26年3月、MEXT文部科学省×安全教育：34頁。
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu07.pdf> (2020年2月5日閲覧)。
- 37) Weiss, D.S.: *The Impact of Event Scale-Revised*. In: Wilson, J.P., Keane T.M. eds., *Assessing psychological trauma and PTSD (Second Edition)*. The Guilford Press, New York, 2004, pp168-189.
- 38) 田原圭子編『問わずにはいられない：学校事故・事件の現場から』(あうん社、2015年)。